

暴風警報等の発令・公共交通機関計画運休等の対応について


[令和6年11月]

浜松市南部への暴風警報等の発令、公共交通機関の運休等に伴う授業等の休講・再開については、次の通りとします。

【用語】

- 暴風警報等：暴風警報、暴風雪警報、特別警報（尋常でない暴風・大雨等）をいう。
- 授業等：授業、試験、Web講義視聴、説明会、受付、自習室利用等学校業務全般をいう。
- 公共交通機関：浜松市に乗り入れている「JR東海の在来線」をいう。
- 休講の判断：浜松市南部の暴風警報等の発令又はJR東海が浜松駅を含む路線（在来線）で計画運休した場合

1. 授業等の休講・再開について

		授業等の休講・再開等
暴風警報等	午前7時時点で発令中の場合	午後5時まで閉館(午前・午後の授業は休講)
	午前10時までに解除された場合	午後5時まで閉館 午後6時以降の夜間授業等から再開
	午前10時時点で発令中の場合	終日閉館(全ての授業等を休講) ※別日程授業又はWebフォロー等の振替受講をお願いします
	授業開始後に発令された場合	原則、警報発令時から休講
計画運休等	JR東海(在来線)の計画運休等	HP上でご案内致します 

2. 授業等の開始後に、暴風警報等が発令又は公共交通機関の計画運休等が発表された場合

授業等の開始後に、暴風警報等の発令又は計画運休等の実施が判明した場合は、原則として実施中の授業等は中止し、速やかにご帰宅いただきます。なお、状況によっては授業を続行することがあります。

3. 居住地又は通学経路内に暴風警報等の発令時・公共交通機関の計画運休等実施時の登校

居住地又は通学経路内に暴風警報等が発令されている間、又は公共交通機関の計画運休等が実施されている間は、各自で状況を把握し、安全を優先して登校は控えてください。

4. その他の重大な災害に関する防災情報が発令された場合

南海トラフ地震その他の重大な災害に関する防災情報発令時において、学校長が必要と判断した場合には、授業等を中止することがあります。HP上でご案内致します【<https://www.ohara.ac.jp/hama/shakai/>】

■南海トラフ地震について

「南海トラフ地震」の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合には、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。その際は、政府・地方公共団体等からの呼びかけ等に応じた防災対策を取るよう努めます。地震発生時には、頭を保護して机の下など頑丈な場所に隠れる等、身を守る行動をお願いします。

5. 外部団体等の利用に関して

当校以外の団体が当校を会場として実施する各種講習会・試験等の実施・中止に関しては、当該団体の指示に従っていただきますようお願いいたします。

6. その他

非常時につき本書面に記載した通りに対応できない場合もありますのでご容赦願います。また、電話でのお問い合わせには対応できない場合がありますので、テレビ・ネット等報道にて確認し、各自の判断で安全を確保して行動して下さい。

資格の大原 浜松校

〒430-0928 浜松市中央区板屋町 101-8

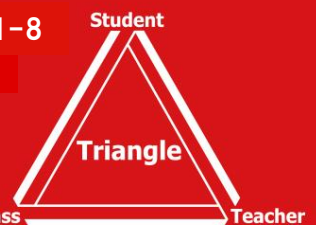
お問合せ
資料請求

(053)455-4419

Webサイト

大原 浜松

検索



= 資格の大原浜松校は「合格トライアングル」で、あなたの目標をサポートします。 =